

第2回 高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格に関する有識者会議 議事概要

1. 開催日時等

- ・開催日時：令和3年2月4日（木）10：00～12：00
- ・開催場所：TKP 新宿カンファレンスセンター 6E会議室
- ・有識者委員
 - 早稲田大学名誉教授 石田敏郎（座長）
 - 兵庫県指定自動車教習所協会会長 有馬洋一
 - モータージャーナリスト 岩貞るみこ
 - たじみ岩瀬眼科院長（名古屋大学未来社会創造機構客員教授） 岩瀬愛子
 - 日本自動車研究所代表理事・研究所長 鎌田実
 - 武蔵境自動車教習所副管理者 河内勝良
 - 三重県指定自動車教習所協会会長 櫛田浩哉
 - 鎌ヶ谷自動車学校副管理者 工藤和男
 - マッキンゼー&カンパニー シニアパートナー 小松原正浩
 - お多福もの忘れクリニック院長 本間昭
 - 東京都市大学理工学部教授 槇徹雄
 - 埼玉県指定自動車教習所協会会長 町田新一郎
 - 平和橋自動車教習所副管理者 山口博行
 - 全日本指定自動車教習所協会連合会専務理事 横山雅之
- 警察庁交通局運転免許課長
- 警察庁交通局運転免許課高齢運転者等支援室長

2. 議事

2.1. 開会

2.2. 議事

2.2.1 事務局からの説明

事務局より、運転技能検査、新たな認知機能検査の在り方及び受験資格特例教習に関するこれまでの検討状況について、それぞれ中間報告を行った。

2.2.2 自由討議

各委員からの主な意見等については、次のとおり。

【運転技能検査について】

- ・運転技能検査については、受入れ体制にも配慮する必要がある。年間約15万人が検査対象となるという試算結果を踏まえると、現在、高齢者講習を実施している自動車教習所が毎日1人に対して検査すれば十分に対応可能と考えられるが、実際には全ての自動車教習所が実施するとは限らないため、検査の具体的な内容等を踏まえつつ、今後、自動車教習所との調整を行うなどして実施体制を構築する必要がある。
- ・違反歴と事故の起こしやすさとの関連についての分析は、5期分のデータの平均を用いていることから、安定的な結果が得られたものと考えられるが、今後、道路交通法に新たな罰則が設けられるなど、情勢の変化があった場合には、検査対象となる一定の違反行為の内容を見直すことも考えられる。
- ・運転技能検査の対象とならない者についても高齢者講習の実車指導において、同様に運転技能を確認し、フィードバックを行うことが重要である。

【新たな認知機能検査について】

- ・視線検出技術を用いた検査については、視野障害がある方は適切に検査ができないのではないかと懸念がある。認知機能を検査する目的であるのに、眼が悪い人を検出することになってはいけなないので、眼科とも連携が必要ではないか。また、適正な視線検出がなされない方への代替検査を用意する必要があるため、大量行政である運転免許制度への導入については慎重な検討を要するのではないか。
- ・簡素化版検査のカットオフポイントについては、CDR 1（軽度認知症）の者が「認知症のおそれなし」に分類される誤分類予測率が現行検査よりも若干高くなってい

るが、これは、運転免許保有者の大半を占める認知機能健常者に医師の診断という大きな負担を課すことを抑制する観点から、CDR0（健常）の者が「認知症のおそれあり」に分類される誤分類予測率を現行の検査と同水準に抑えられるように設定したものとなっている。

- ・他方、事故リスクを下げる観点からは、カットオフポイントを引き上げて「認知症のおそれあり」に分類される者の範囲を広く取ることや、カットオフポイントに達しても最後まで検査を実施して点数を本人に伝えることにより、認知機能の低下について自覚してもらうことも考えられる。
- ・タブレットを用いた認知機能検査は、新型コロナウイルス対策としても有効であるので、早期に導入することが望ましい。

【第二種免許等の受験資格について】

- ・受験資格特例教習は第二種免許だけでなく大型免許・中型免許も対象としていることから、教習の指導員資格の在り方についても、教習を広く実施できるようにする観点から検討することが適当である。なお、運転適性検査や運転適性指導については、運転適性指導員資格が必要と考える。
- ・実験教習カリキュラムのうち第二種免許の教習項目である「鋭角コース等の通過」については、大型免許・中型免許を取得する人がいることも踏まえ、例えば選択項目とすることが考えられる。
- ・教習指導員からの意見にもあったとおり、内容が一部重複する項目がある。具体的には、学科教習の項目のうち、「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導・双方向型教育」については、教習の初期と終期に2時限ずつ実施する予定であるが、教習生が一度に2名そろわなかった場合に「双方向型教育」を実施することができず、結果的に「個別指導」と変わりがなくなってしまうため、「個別指導」と「双方向型教育」をセットにして、各2時限から各1時限に合理化できるのではないかと考えられる。また、技能教習の項目のうち、「技能録画教習」についても、教習の初期と終期に2時限ずつ実施する予定であるが、内容は運転映像をドライブレコーダーで撮影するのみであり、直接的な指導も行わないので、各2時限から各1時限に合理化できるのではないかと考えられる。

【その他】

- ・ 高齢になると、緑内障などの視野異常を伴う疾患の有病率は増加するが、自覚症状が出づらく、視野異常を持ったまま運転している人も多いと思われる。現行の水平視野のみの検査では不十分なので、より簡素で効率的に視野異常を検出できる方法について引き続き検討していくべきであると考ええる。
- ・ 現行の高齢者講習における視野検査は、各受講者に視野についての気付きを促すことを目的としており、こうした観点からの検討が重要であると考ええる。
- ・ 新たな視野検査を導入する場合には、限られた講習時間の枠内で効率的に実施可能なものであることが重要であると考ええる。また、新たな視野検査機の導入に当たっては、実施機関の費用負担の問題も生じるため、こうした観点も考慮する必要がある。

2.3. 閉会

(以上)